

茨城県報

号 外

昭和38年2月1日

金 曜 日

(明治35年3月17日)
(第三種郵便物認可)

目 次

規 則

	ページ
◎茨城県海面漁業調整規則の一部改正.....	1
◎霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則の一部改正.....	2
◎茨城県内水面漁業調整規則の一部改正.....	3

規 則

茨城県規則第8号

茨城県海面漁業調整規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和38年2月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

茨城県海面漁業調整規則(昭和二十六年茨城県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「(大型まき網漁業、指定中型まき網漁業及び中型まき網漁業を除く。)」を
「(総トン数五トン未満の船舶を使用するものに限る。)」に改め、次の三号を加える。

- 六 小型定置漁業
- 七 いわし地ひき網漁業
- 八 しらす船ひき網漁業(無動力漁船を使用するもの)

第六条を次のように改める。

第六条 削 除

第十七条第一項中「又は第六条各号」を削る。

第二十三条第一項中「又は第六条第一号若しくは第二号」を、「第六号又は第七号」に改める。

第二十五条第一項中「又は第六条第三号」を「及び第八号」に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 漁業法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第百五十六号)による整前の漁業法第六十六条第一項本文の規定に基づく漁業の許可であつてこの規則の施行の際現に効力を有するものは、その有効期間の満了の日までは、この規則による改正後の茨城県海面漁業調整規則第五条の規定により許可したものとみなす。

茨城県規則第9号

霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和38年2月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則の一部を改正する規則

霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則(昭和二十六年茨城県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の十一号を加える。

- 十 わかさぎ張網漁業
- 十一 あじろ漁業
- 十二 す巻漁業
- 十三 うなぎ長ぶくろ網漁業
- 十四 雄魚張網漁業
- 十五 しらうお建網漁業
- 十六 うなぎ待網漁業
- 十七 船ひき大徳網漁業
- 十八 地ひき大徳網漁業
- 十九 小大徳網漁業
- 二十 こい、ふなひき網漁業(通称川地ひき網海業を含む。)

第六条を次のように改める。

第六条 削 除

第十七条第一項中「又は第六条各号」を削る。

第二十二条中「及び第六条各号」を削る。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 漁業法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第百五十六号)による改正前の漁業法第六十六条第一項本文の規定に基づく漁業の許可であつて、この規則の施行の際現に効力を有するものは、その有効期間満了の日までは、この規則による改正後の霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則第五条の規定により許可したものとみなす。

茨城県規則第10号

茨城県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和38年2月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

茨城県内水面漁業調整規則(昭和二十六年茨城県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の九号を加える。

- 一四 す、巻漁業(方言「す建」を含む。)
- 一五 お、だ、漁業
- 一六 建、さ、し、網、漁(方言「建網」「徒立網」を含む。)
- 一七 四、ツ、網、漁業
- 一八 掛、ぶ、く、ろ、網、漁業
- 一九 長、ぶ、く、ろ、網、漁業(方言「うなぎ待網」を含む。)
- 二〇 張、網、漁業
- 二一 地、び、き、網、漁業
- 二二 魚、せ、き、漁業

第六条を次のように改める。

第六条 削 除

第十七条第一項中「又は第六条各号」を削る。

第十九条第一項中「及び第六条第三号」を「及び第十六号」に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 漁業法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第百五十六号)による改正前の漁業法第六十六条第一項本文の規定に基づく漁業の許可であつて、この規則の施行の際現に効力を有するものは、その有効期間の満了の日までは、改正後の茨城県内水面漁業調整規則第五条の規定により許可したものとみなす。

■ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ■

☆ 茨 城 県 報 ☆

茨城県の行政機構・財政・農林・水産・商工・土木・衛生・労働・公安・教育・文化・民生等あらゆる行政にわたる県民の権利・自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例・規則・告示・公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知ってもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、総務部学事文書課あてお申し込み下さい。購読料は、送料とも1ヵ月100円であります。

毎週月・水・金曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1 0 0 円）

茨城県水戸市北三ノ丸119番地

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所